

公益財団法人福島県保健衛生協会奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県保健衛生協会（以下「協会」という。）の診療放射線技師、保健師、看護師及び臨床検査技師の確保を図るため、これら技師の資格を取得しようとする者で、将来協会の職員になろうとする者に対し奨学金を貸与することを目的とする。

(奨学金の貸与)

第2条 会長は、次の各号の要件を具備する者であつて将来協会の診療放射線業務、保健、看護業務または臨床検査業務（以下「指定業務」という。）に従事しようとする者の願出により、その者と奨学金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

- (1) 法令等に基づき設立された学校又は養成施設（以下「学校等」という。）に在学している者
- (2) 品行が正しく学術にすぐれ身体が強健である者
- (3) 他の医療機関等から同様の奨学金の貸与または給付を受けていない者

(奨学金の額)

第3条 貸与する奨学金は月額 100,000 円とする。

(貸与の方法)

第4条 奨学金は、貸与の契約に定められた月から学校等卒業の日の属する月までの間毎月 1 月分ずつ貸与する。

ただし、特別の事情があると認めるときは、数月分あわせて貸与することができる。

(貸与の願出)

第5条 貸与を受けようとする者は、奨学金貸与願書（様式1号）に次の書類を添付して願出しなければならない。

- (1) 現に在学する学校等の長の発行する推薦書
- (2) 健康診断書
- (3) 本人の住民票の写し
- (4) 連帯保証人の所得証明書（源泉徴収票または確定申告書の写し）と印鑑証明書
- (5) その他会長が必要と認めた書類

(連帯保証人)

第6条 貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2名たてなければならない。

2 前項の連帯保証人は次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 連帯保証人のうちの1人は、原則として父または母であること。父母がいない場合は4親等以内の成年親族（願出人の配偶者を除く）であること。
- (2) 連帯保証人同士は別生計であること。

(選考)

第7条 奨学金の貸与を受ける者の選考は、第5条の規定により提出された書類をもって、調整会議において行う。

2 選考にあたっては、第2条各号に掲げる要件のほか次の要件を具有することを条件とする。

- (1) 将来、協会の職員になろうとする意志が明確な者
 - (2) 目的意識が高く、勉学意欲が旺盛な者
 - (3) 心身ともに健康である者
- 3 選考の参考とするため、必要に応じて、会長或いはあらかじめ会長より指定された者は願出人と面談することができる。

(貸与決定の通知)

第8条 会長は、奨学金の貸与を決定したときは、学校等の長を経由して文書（様式2号）により本人にその旨を通知する。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、毎月末までに当月分を本人に交付する。

(届出)

第10条 奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）は、次の各号の一に該当するに至ったときはその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所の変更があったとき
- (2) 退学、休学若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- (3) 連帯保証人の死亡又は連帯保証人として適当でない事由の生じたとき
- (4) 学校等を卒業したとき

(修学状況等の報告)

第10条の2 奨学生は、学校等卒業までの各学年度終了後すみやかに次の各号の書類により当該年度の修学状況等を会長に報告しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 当該年度の成績証明書
- (3) その他会長が必要と認めた書類

(貸与契約の解除)

第 11 条 会長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、第 2 条の規定による契約を解除するものとする。

- (1) 学校等を退学又は奨学生を辞退したとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良であるとき
- (3) 停学の処分を受けたとき
- (4) 心身の障害のため修学を継続する見込みのないとき
- (5) 虚偽の方法により奨学金の貸与を受けたと判明したとき
- (6) 死亡したとき
- (7) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

(貸与の中止)

第 12 条 会長は、奨学生が休学したときは休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの奨学金の貸与をおこなわない。

(返還の猶予)

第 13 条 会長は、奨学生であった者が、災害、疾病その他真にやむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められたときは、その事由の継続期間内で会長が相当と認める期間、奨学金の返還の履行を猶予することができる。

(返還の免除)

第 14 条 会長は、奨学生であった者が協会職員として別表 1 に記載の年数を指定業務に従事したときは、別表記載のとおり貸与の順に従って奨学金の返還を免除する。

(返還の特別免除)

第 15 条 会長は、前条の規定により奨学金返還の免除をする場合のほか、災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学金を返還することができないときは、貸与した奨学金の全部又は一部に相当する額を免除することができる。

(奨学金の返還)

第 16 条 奨学生であった者は、第 13 条の規定により返還の猶予を受けたとき、又は前条の規定により返還の全部を免除されたときを除き、その貸与を受けた奨学金の全額（前 2 条の規定により返還を一部免除された場合は、当該免除額を控除した額）

及びそれに所定の率を期間に応じて乗じて得た額の合算額を返還しなければならない。

- 2 前項の規定による奨学金の返還は、その返還すべき事由の生じた日の属する月の翌月から起算して2月以内におこなわなければならない。
- 3 第1項における率は、年3%（ただし、社会経済状況を鑑み変更することができる。）とし、貸与を受けた日から返還の日までの期間に応じて計算するものとする。

（延滞利息）

第17条 会長は、奨学生であった者が正当な理由なく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しないときは、延滞利息を徴収する。

- 2 前項延滞利息を徴収する期間は、返還すべき日の翌日から返還の日までとする。
- 3 延滞利息は、年14.6%とする。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。ただし昭和59年度までの奨学生で従前の例による取扱いを希望する者については、なお従前の例により返還を免除し又は免除できるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日以前に奨学生であった者については、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の日に奨学生であり、改正後のこの規程の適用を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず改めて奨学金貸与願書を提出し、貸与を受けることができるものとする。この場合において第14条に基づく返還の免除及びその他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

- 2 この規程施行の日以前に奨学生となり奨学金の貸与を受けている者についても、
第10条の2は適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 (第14条関係)

協会職員 として指定業務に 従事した年数	貸与を受けた期間			
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内
2年	40万円			
3年	40万円			
4年	40万円	40万円		
5年		40万円		
6年		40万円	40万円	
7年		40万円	40万円	
8年		40万円	40万円	40万円
9年		40万円	40万円	40万円
10年			40万円	40万円
11年			40万円	40万円
12年			40万円	40万円
13年			40万円	40万円
14年			40万円	40万円
15年				40万円
16年				40万円
17年				40万円
18年				40万円
19年				40万円

様式1号 (第5条関係)

奨学金貸与願書

決定番号 No.

ふりがな 氏名	男・女		写真貼付け欄 3ヶ月以内に撮影したもの	
住所 電話番号	〒 電話番号 - -			
生年月日	年 月 日生			
本籍地				
貸与期間	年 月 ~ 年 月			
貸与申請額 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 診療放射線技師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師 月額 100,000 円			
在学する学校 (養成施設)	名称	課程：		
	所在地	〒		
	電話番号			
学歴及び職歴	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
連帯保証人	ふりがな 氏名	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	生年月日	年 月 日 (歳)
	本人との関係		本人との関係	
	職業		職業	
	前年度の年収	税込 円	前年度の年収	税込 円
	住所		住所	
	電話番号		電話番号	

1 か月平均支出	学資 その他	円、生活費 円	円、交通費 合計	円、 円
本人が受けている 他の奨学金等	無 ・ 有	(名称	月額	円)
振込口座番号	銀行	支店	普通・当座	
	口座番号 ()			
貸与願出理由				

上記の記載事項に相違ありません。

公益財団法人福島県保健衛生協会奨学金貸与規程の定めるところにより奨学金を貸与されたく必要書類を添えて願出します。

年 月 日

願出人 印

(願出人が未成年の場合)

上記の願出について、同意します。

親権者または後見人 印

上記願出人が、公益財団法人福島県保健衛生協会奨学金貸与規程の定めるところにより、奨学金の貸与を受けたときは、連帯してその債務を保証することを承諾します。

連帯保証人 印

連帯保証人 印

公益財団法人福島県保健衛生協会長 様

様式2号（第8条関係）

奨学金貸与決定通知

平成 年 月 日

（学校長経由）

様

公益財団法人福島県保健衛生協会 印
会 長 鈴 木 仁

平成 年 月 日付けで願出のありました奨学金貸与につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

選考結果	採用 ・ 不採用
決定番号 No.	
貸与期間	平成 年 月から 平成 年 月まで
貸与金額	月額 円